## 日本航空株式会社第 11 回無担保社債 (トランジションボンド)の引受けについて

今般、みずほ証券株式会社(取締役社長:浜本 吉郎)は、日本航空株式会社が発行するトランジションボンド<sup>\*1</sup>(以下「本トランジションボンド」といいます。)の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

本トランジションボンドで調達された資金は、その全額を、日本航空株式会社が 策定したトランジションボンド・フレームワークにおける適格クライテリアを満た すプロジェクトである省燃費性能の高い最新鋭機材(A350・787 など)への更新に充 当する予定です。

日本航空株式会社は、トランジションボンド発行のために、「グリーンボンド原則 2021 (ICMA)」\*2環境省の「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」\*3「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック 2020 (ICMA)」\*4 および金融庁・経済産業省・環境省の「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(2021 年 5 月版)」\*5 に即したトランジションボンド・フレームワークを策定し、第三者機関であるサステイナリティクスからセカンドパーティ・オピニオンを取得しています。また、本トランジションボンドは、経済産業省の「令和3年度クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業」\*6のモデル事例として選定されています。

みずほ証券はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、SDGs債をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以上

- ※1 トランジションボンドとは、気候変動への対策を検討している企業が、脱炭素社会の実現に向けて、長期的な戦略に則った温室効果ガス削減の取組を行っている場合にその取組を支援することを目的とする債券です。
- ※2 「グリーンボンド原則 2021 (ICMA) 」とは、国際資本市場協会 (ICMA) が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
- ※3 「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が 2017 年3月に策定・公表し、2020 年3月に改訂したガイドラインです。
- ※4 「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック 2020 (ICMA)」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンおよびソーシャルボンド原則執行委員会主導の下策定されたトランジション・ファイナンスに係るハンドブックです。
- ※5 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(2021年5月版)」とは、 クライメート・トランジションファイナンス・ハンドブックとの整合性に配慮しつつ、特に CO<sub>2</sub> 排出削減が困難なセクターにおけるトランジションへの資金調達手段として、その地位を確立

し、より多くの資金の導入による本邦における 2050 年カーボンニュートラルの実現とパリ協定の実現に貢献することを目的に、金融庁・経済産業省・環境省が 2021 年 5 月に公表した基本指針です。

※6 「令和3年度クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業」とは、経済産業省が、 トランジション・ファイナンスの普及に向け、モデル性が認められ、クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針への適合性が確認できたモデル事例について、情報発信及び適合性の評価にあたる費用の負担軽減を行う事業です。